



静岡県更生保護

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第75回 社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行から立ち直ろうとする人々を支え、新たな被害者も加害者も生まない「安全・安心な地域社会を目指す国民運動」です。

社明 しやめい

Q 検索



第558号

第75回 “社会を明るくする運動” 特集号

第七十五回 “社会を明るくする運動” に寄せて



静岡県知事 鈴木 康友

保護司の皆様をはじめ、保護司会連合会、更生保護女性連盟、BBS連盟など更生保護活動を支える皆様方におかれましては、県民が安心して暮らすことのできる明るい社会づくりのために、日頃から各地域において、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生に御尽力いただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

再犯防止に向けた皆様の不断の取組が進められている中、このたび六月一日に改正刑法が施行され、従来の懲役刑と禁錮刑が廃止となり、「拘禁刑」に一本化されました。

このことは、従来の「懲らしめ」から受刑者の「立ち直り」へと大きく舵を切ったもので、今後は刑期の段階から「更生」に向けた措置が図られるとともに、刑法改正の意義が社会に広く理解されることにより、更生保護の取組は一層注目されていくものと考えられます。

現在、県では、次期総合計画の策定に取り組んでいるところであり、県民一人ひとりの幸福実感を重視するウェルビーイングの視点を取り入れ、「幸福度日本一の静岡県」を目指しております。

また、再犯防止の推進施策を盛り込んだ「ふじのくに防犯まちづくり行動計画」につきましても、現行の計画における課題を踏まえ、安心安全で誰もが暮らしやすい静岡県づくりに向けて、今年度、実効性のある新たな計画を策定してまいります。

「幸福度日本一の静岡県」の実現に向け、犯罪や非行のない明るい社会を築くためには、行政の取組だけでは実現は困難であり、更生保護に携わる関係機関や団体の皆様との連携・協力が不可欠であるとともに、地域の絆の希薄化が懸念されている現在、地域の核となる皆様の活動が、ますます重要となっております。

本県の“社会を明るくする運動”が、地域に根ざした活動として今後も発展し続けますよう、皆様のより一層の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

第75回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

第75回“社会を明るくする運動”の実施について

近年の気候変動の影響による夏季の気温の上昇を踏まえ、必要に応じて実施時期・方法等を変更することも大切です。参加される皆様方におかれましても、無理のない範囲で活動いただきますよう、お願い申し上げます。

外での活動をするときは、
熱中症に気をつけて！



“社会を明るくする運動”とは？

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

昭和26年から始まり、今年で第75回目を迎え、毎年7月を強調月間としてさまざまな活動が展開されています。また、7月は、平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「再犯防止啓発月間」となっており、“社会を明るくする運動”の推進に当たっては、同法の趣旨の周知徹底を図り、かつ、その趣旨を踏まえた活動の実施を推進することとしています。

この運動が目指すこと

- (目標1) 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- (目標2) 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

この運動において力を入れて取り組むこと

急速に変化する社会の中で、孤独・孤立や生きづらさを抱えながらも、過去の過ちから立ち直ろうとする人を再び地域に受け入れることにより、多様な背景を持つ人と人が緩やかに繋がりつつ共に支え合う包摂的な地域社会を実現できるよう、次のことに力を入れて取り組む。

- (1) 誰もが抱えうる問題が犯罪や非行の要因となりうることや、人は変われるということを信じて寄り添い続ける更生保護の活動は、再犯を防止して立ち直りを支える大切な活動であるとともに、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心な社会作りにつながることにについて、国民の各層に広く周知し、理解を深めてもらうための取組
- (2) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組
- (3) 同じ地域社会の一員である保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の活動に対する支援の充実を図るほか、「国際更生保護ボランティアの日」と連動させた積極的な広報等により、更生保護ボランティアを増やすための取組
- (4) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークを作る取組
- (5) 犯罪や非行が起らないよう、こどもや若者の健やかな成長を期する取組

～第74回“社会を明るくする運動”の思い出～



こども達とホゴちゃん



静岡駅にて広報活動



ホゴちゃんぬりえにチャレンジするこども達



ラジオスタジオ前で記念撮影(浜松市)

第75回“社会を明るくする運動”県内の取組

○第75回“社会を明るくする運動”静岡県推進委員会

令和7年5月16日(金)静岡県労政会館6階の大ホールにて第75回“社会を明るくする運動”静岡県推進委員会を開催いたしました。当日は保護司会、更生保護女性会、自治体を含む115の機関・団体にお越しいただきました。

○イエローライトアップ

第72回から、県内の施設を更生保護のシンボルカラーである黄色にライトアップする活動を行っています。第75回は下記の施設でライトアップを行います。



- ・ 韮山反射炉（伊豆の国市）
令和7年7月11日（金）～同月17日（木）
- ・ 三島スカイウォーク（三島市）
令和7年7月1日（火）～同月7日（月）
- ・ 三島市立公園楽寿園
令和7年7月1日（火）～同月7日（月）
- ・ 沼津港大型展望水門「びゅうお」（沼津市）
令和7年7月1日（火）～同月11日（金）
- ・ 長泉町健康公園「ウェルピアながいずみ」（長泉町）
令和7年7月14日（月）～同月25日（金）
- ・ 富士川サービスエリア 大観覧車「Fuji Sky View」（富士市）
令和7年7月1日（火）～同月7日（月）
- ・ 富士宮市役所玄関（富士宮市）
令和7年7月1日（火）～同月8日（火）

- ・ 静岡市役所「あおい塔」（静岡市）
令和7年7月1日（火）～同月31日（木）
- ・ 静岡刑務所（静岡市）
令和7年7月1日（火）～同月4日（金）
- ・ 藤枝市ふれあい大橋（藤枝市）
令和7年7月1日（火）～同月31日（木）
（7日（月）を除く）
- ・ 掛川城（掛川市）
令和7年7月1日（火）～同月14日（月）
- ・ 浜松城（浜松市）
令和7年7月1日（火）～同月7日（月）
- ・ 静岡大学 浜松キャンパス（浜松市）
令和7年7月1日（火）～同月7日（月）

就労支援セミナーについて

本年三月十日に更生保護施設少年の家で就労支援セミナーを実施しました。本セミナーは、平成十八年から法務省と厚生労働省が連携し、刑務所出所者等に対する総合的就労支援対策のメニューのひとつとして実施しているもので、当庁では、毎年、創意工夫を凝らし、保護観察対象者等の就労を促進する目的で開催しており、令和五年度からは、同施設の賛同を得て、会場として利用させていただいています。当日は、静岡労働局から一名、ハローワーク静岡から講師を含め四名、静岡県更生保護就労支援事業所から一名、駿河区協力雇用主会から講師を含め二名、受講生として少年の家の保護観察対象者等八名が参加しました。今回は、前半にハローワーク職員の方から履歴書の書き方や面接対策として仕事への心構えなどについて講義をしていただき、後半には静岡地区協力雇用主会の協力雇用主(先進建設)であり、かつ、駿河保護区の保護司でもある田代信一氏をお招きし、これから就職活動をする人たちへの仕事に対する心構えや自社として雇用したい人物像についてお話しいただきました。

具体的には、①受刑歴に拘らず真面目に働くこと、②時間を守る人になること、③失敗やトラブルがあった際は必ず相談すること、④挨拶をすることの4つが特徴的でした。その中でも「時間を守ること」については、本セミナーに御出席いただいていた同じく静岡地区協力雇用主会の協力雇用主(株式会社スギセキ)であり、かつ、駿河保護区の保護司でもある杉山幹彦氏から重ねて説教を受け、受講生は熱心に聴き入り、社会人としての基礎的教養を学ぶきっかけとなったと思われます。このようなことは、我々保護観察官や保護司にとっても至極当然で当たり前のことかもしれませんが、意外にも基礎的なことができていない保護観察対象者等は少なくありません。そうしたことを丁寧に説明していくことの積み重ねが刑務所出所者等の就労実現に必要なことであると学ばされ、大変貴重な機会であったと感じられました。



退任保護司連絡協議会

令和七年六月二十三日(月) 静岡県産業経済会館にて、退任保護司連絡協議会を開催しました。当日は令和七年六月三十日付けで退任される方々のうち十八名の方にお越しいただきました。

静岡保護観察所長から法務大臣感謝状を、静岡県保護司会連合会長から退任記念品の贈呈を行いました。

その後の意見発表では、対象者と保護観察期間満了後も交流を続け見守っていること、社会は犯罪をした人に冷たく、より広く一般に更生保護について啓発することが必要であるということ等、長年の保護司経験を経てのご意見、ご感想をお話しただきました。



「静岡県保護司友の会」

「静岡県保護司友の会」は、平成十七年に静岡県内の退任保護司を会員とし、相互の親睦を図ることなどを目的として設立され、今年で二十年目を迎えます。現在、会員数は六十四名であり、川瀬博史会長のもと今年度は、六月二十七日に静岡保護観察所会議室において総会を開催しております。



「運営助成会員」の募集

「静岡県更生保護協会」は、静岡県下の犯罪予防と更生保護事業の充実と発展を図るため、昭和二十七年に助成機関として設立され、平成八年から「更生保護法人」として活動しています。

当協会の主な事業は、保護司の活動や更生保護施設等に対する助成事業と更生緊急保護対象者の就職の促進や補導援護活動等とともに、広く犯罪の予防と更生保護の啓発・広報活動ですが、これらの活動は、篤志家である「保護司」の熱意と尽力のほか、広く地域社会の多くの人々のご理解とご協力が必要です。

そこで、当協会の事業をご理解いただき、ご支援をいただく場合には、「運営助成会員」となっております。この会員には、更生保護の趣旨にご賛同いただける人々の任意により、三種(特別(年間一万円以上)・賛助(年間五千円以上)・普通(年間千円以上))の区分があります。

なお、会費及び寄付金については、個人・法人ともに税法上の優遇措置を受けられることになっており、また、会費の納付は、地区保護司会において振込によることも可能ですので、お尋ねください。

静岡市葵区追手町九番四五号
更生保護法人
静岡県更生保護協会

理事長 土屋 雄二郎

保護司の声を聴く — Part11 —

第五四七号から、「保護司の声を聴く」の連載を始めました。この企画では、各地区の保護司さんに様々な質問に答えていただいています。また、質問の一部は、前号の保護司さんからの質問となっており、リレー形式で質問と回答が続いています。様々な経験や取組の紹介については是非お楽しみください。

質問

- ① これまでの保護司活動で印象に残っていることは何ですか。
- ② 今後の保護司活動で、やってみたい、又は力を入れたい取組は何ですか。
- ③ (富士宮から下田) 保護司会の運営上、全会員の職歴や保護司としての活動歴を記載した人事台帳のようなものが必要と考えていますが、どう思いますか。
- (榛原から静岡市葵) 「保護司会の認知度向上」について、保護司会運営の参考にするため、更に打開策を伺いたい。
- (浜松市天竜から湖西) 地区保護司会の高齢化が進んでいます。若手の保護司確保はどうされていますか。
- ④ 他の保護司に聞いてみたいことは何ですか



下田地区保護司会 矢田部 泰子
保護司歴 約十一年

① 保護司になってすぐの対象者です。社会貢献活動と一緒にしたり、自分からハローワークへ行き仕事を探してきたりととても素直な子で、両親も理解あり落ち着いた対応ができました。今後は陰ながら応援する事を約束して終わりました。

② 更生保護女性会と協力しながら社明の挨拶運動や視察研修会等を行っています。同じ目的に向かって地域で協力しながら活動する事は大事な事と考えています。「罪を憎んで人を憎まず」の精神で続けていきたいと思っています。

③ 保護司会運営上、全会員の人事台帳のような物が必要だと思います。本保護司会では、保護司会誌として、会の沿革や従事した年月や役職を記入した歴代役員や就任年月を記入した歴代会員、地域別定例研や自主研、視察研修会先なども記載し一冊にまとめてあります。それに毎年付け加えていきます。また、全会員の職業や保護司全員の初任年月日や任期予定年月日等を記載した名簿も作成しており、様々な提出書類時に活用しています。

④ 自主研の内容を教えてください。また、視察研修会の内容や場所等を教えてください。

(④の質問については、次回、西豆地区が回答)



静岡市葵区保護司会 岩本 純子
保護司歴 約二十二年

① ボランティアとしての活動ですが、今まで接することのない色々な分野の方々と知り合いになり、ガールスカウト活動と家庭の生活が活気づき、視野が広がり、楽しい事の多い日々となりました。

② “社会を明るくする運動”をもっと広めて黄色い羽根、イエローライトアップ、ホゴちゃんなどを世の中の皆が理解できるようにしたい。

③ 保護司会の認知度向上については現役の保護司の方々の声掛け。地域の関わりの中で自治会、PTA、健全育成会の際に「安心安全な地域社会のために保護司は必要」を何度も重ねて伝えることが重要と考えます。

④ 組織として保護司会の運営はどのように行っていますか。会員の参加や新任の確保の方法など知りたいです。

(④の質問については、次回、静岡市駿河区が回答)



湖西地区保護司会 吉塚 敬一
保護司歴 約二十九年

① 覚醒剤で刑務所を仮釈放中の対象者が、二か月間の保護観察終了の翌日に覚醒剤の再使用で警察官に自宅で身柄を拘束されて逮捕。そのまま実刑判決を受けたことです。再犯ということでは仮釈放も無く、その後かわることは無かったのですが、今思えば保護観察中から覚醒剤の使用をしていたのかとも思います。面接時には判らなかつたです。

② 地域での犯罪、また再犯数の減少につながる事。

③ どうにもなっていないません。以前は四十代の主婦の方が保護司を務めていたことがあったりしましたが、現在ではほとんどの保護司は公務員を終えられた方、宗教者、教員を終えられた方で構成されています。その方々も再任用、定年延長、などのため余計に若年者の確保は難しくなっているというのが現状です。これはどこの保護司会でも同じ様な状況ではないかと想像します。ただただ、人と人との繋がりがから人員の確保をしていくしかないと思っています。

④ 良好解除となった対象者に、保護司会として何かしていますか？

(④の質問については、次回、東小笠地区が回答)



春の叙勲・褒章（敬称略）

瑞宝双光章

（三）島 芹田俊男

（伊豆中央）土屋龍太郎

藍綬褒章

（北）駿 勝又その

（藤）枝 池谷敬一

保護司の異動（敬称略）

配属区変更

（五月一日）

（静岡市葵）静岡市駿河

鈴木淑剛

（六月一日）

（高槻）（大阪）↓浜松市中央

死亡 松岡道弘

死

（四月二十九日）

（静岡市駿河）望月なつ子

（五月三十日）

（掛川市）平野敏雄

（六月二十九日）

（掛川市）常盤基之

退任

（四月三十日）

（浜松市中央）高林昇

（五月三十一日）

（静岡市駿河）中山友男

（六月三十日）
（静岡市駿河）菅原幸子
任期満了
（下）田 渡邊弘

（西）豆 山本修平

（熱）海 石井俊雄

（北）駿 鈴木かおる

（北）駿 鈴木又政昭

（北）駿 山田正芳

（北）駿 林一雄

（沼）津 鈴木敏久

（沼）津 鈴木大場卓

（沼）津 鈴木順

（富）士 明石保久

（富）士 藤田久

（富）士 藤田正利

（富）士 島崎静子

（富士宮）石川豊久

（静岡市清水）柴田晃三郎

（静岡市清水）植野久雄

（静岡市清水）木下愛一郎

（静岡市清水）望月喜久治

（静岡市清水）久保田昌武

（静岡市葵）堀田正嘉

（静岡市葵）久保山晃典

（静岡市葵）中川敏昭

（静岡市葵）遠藤千明

（静岡市葵）竹下唯司

（静岡市葵）望月哲雄

（静岡市駿河）藤田忠男
（静岡市駿河）鈴木靖
（静岡市駿河）藪谷義彦
（静岡市駿河）平松静雄
（焼）津 山梨恵子
（焼）津 石川信重
（焼）津 大石勲
（焼）津 村松京子
（藤）枝 増田勇
（藤）枝 佐藤正基
（島）田 大石光男
（榛）原 河村壽浩
（掛川市）松澤茂
（南磐田）伊藤政美
（浜松市中央）名倉一雄
（浜松市中央）関谷和敬
（浜松市中央）新村忠司
（浜松市中央）土屋隆
（浜松市中央）大塚幸作
（浜松市中央）庄山幸一
（浜松市天竜）井村孝雄
（浜松市天竜）太田均
（浜松市天竜）藤野久夫
（浜松市天竜）大石美恵
（浜松市天竜）土屋賢孝

令和七年七月一日付け

新任保護司

（西）豆 藤井昭一
（三）島 高橋麻子

（伊豆中央）矢崎身知子
（伊）東 山口康博
（北）駿 勝又良治
（北）駿 北條和広
（北）駿 安司英雄
（北）駿 武藤重吉
（沼）津 岡本久江
（富士宮）遠藤是文
（富士宮）清靖雄
（静岡市清水）池田吉彦
（静岡市清水）小山悟
（静岡市清水）望月基男
（静岡市清水）長尾忠史
（静岡市葵）藤巻靖士
（静岡市葵）菅野敬介
（静岡市葵）岡村一志
（静岡市葵）杉本耕太
（静岡市駿河）八木一憲
（静岡市駿河）中井康裕
（静岡市駿河）山川澄人
（静岡市駿河）山田秀幸
（静岡市駿河）園田かつみ
（静岡市駿河）宗野勇輔
（静岡市駿河）森勇輔
（静岡市駿河）望月紀彦
（焼）津 八木勝義
（焼）津 入月智行
（藤）枝 水野英彦
（島）田 杉本斉
（榛）原 松下定弘

（榛）原 渡辺則章
（掛川市）坂田博亮
（南磐田）鈴木啓道
（南磐田）鈴木康行
（南磐田）鈴木一啓
（南磐田）鈴木卓郎
（浜松市中央）宮本卓
（浜松市中央）鈴木亨朋
（浜松市中央）堤宏夫
（浜松市中央）萩田文子
（浜松市中央）鈴木隆之
（浜松市中央）寛應光美
（浜松市中央）中島隆人
（浜松市中央）上田昌宏
（浜松市中央）中島正崇
（浜松市天竜）水谷良治
（浜松市天竜）松田尚之

